

平塚市バリアフリー基本構想

令和4年3月改定

平 塚 市

目 次

基本構想

第 1 章 基本構想策定の趣旨	1
1.1 策定の背景	1
1.2 策定の目的	2
1.3 策定の意義	3
1.4 基本構想の位置付け	4
1.5 策定方針	10
1.6 目標年次	11
第 2 章 重点整備地区の設定	12
2.1 平塚市の概況	12
2.2 重点整備地区の設定の考え方	19
2.3 重点整備地区の設定	20
第 3 章 バリアフリー化の方針	23
3.1 バリアフリー化の方針	23
第 4 章 バリアフリー化の実施事業	25
4.1 公共交通特定事業	26
4.2 道路特定事業	27
4.3 路外駐車場特定事業	28
4.4 都市公園特定事業	28
4.5 建築物特定事業	29
4.6 交通安全特定事業	29
4.7 教育啓発特定事業	29
4.8 その他の事業	30
第 5 章 基本構想の推進に向けて	32
5.1 事業計画の作成	32
5.2 事業の実施	32
5.3 推進体制の整備	33
第 6 章 まちづくりへの展開	34
6.1 重点整備地区からの展開	34
6.2 バリアフリーからまちづくりへ	34

資 料 編

資料 1 : バリアフリー法の概要	35
資料 2 : まちの点検の実施状況	41
資料 3 : 旧基本構想の評価等	52
資料 4 : 策定体制及び策定経緯	54



基 本 構 想

第1章 基本構想策定の趣旨

1.1 策定の背景

我が国では、本格的な超高齢社会を迎える中、ノーマライゼーションの理念に基づくまちづくりの一環として、特定建築物について「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律」(平成6年度施行、以下「ハートビル法」という。)を施行し、建物や施設等のバリアフリー化を推進してきました。さらに、旅客施設を中心とした移動空間のバリアフリー化を推進するため「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年度施行、以下「交通バリアフリー法」という。)の施行により、公共交通事業者や道路管理者が連携してバリアフリー化を推進するための基本構想を策定できることとなりました。

本市では、交通バリアフリー法と同法第3条の基本方針に基づき、平塚駅、周辺道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、平成17年に「平塚市交通バリアフリー基本構想」(整備目標年次：平成22年度)を策定し、平塚駅周辺を重点整備地区に位置付け、整備の推進に努めてきました。また、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年度施行、以下「バリアフリー法」という。)と同法第3条の基本方針に基づき、平成26年3月に「平塚市バリアフリー基本構想」(整備目標年次：令和2年度、以下「旧基本構想」という。)を策定し、重点整備地区の拡大等、さらなるバリアフリー化の整備を推進してきました。

また、平成30年11月のバリアフリー法の改正では移動等円滑化促進方針(マスタープラン)制度が創設されました。さらに、令和2年6月の改正では学校教育と連携した心のバリアフリーの推進に関する事項が追加されるなど、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を幅広い関係者が連携して取り組むことがますます重要になっています。

表 1-1 基本構想の推進の経緯と関係法令

時 期	内 容
平成 17 年 11 月	平塚市交通バリアフリー基本構想の策定 ※関係法令：交通バリアフリー法及び同法第3条の基本方針に基づき策定 ※目標年次（施設整備）：平成22年度（2010年度） ※進捗管理：平塚市交通バリアフリー特定事業推進協議会
平成 26 年 3月	平塚市バリアフリー基本構想の策定 ※関係法令：バリアフリー法及び同法第3条の基本方針に基づき策定 ※目標年次（施設整備）：令和2年度（2020年度） ※進捗管理：平塚市バリアフリー推進協議会の開催
平成 30 年 11 月	バリアフリー法の一部改正 ➢移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の創設
令和 2 年 6月	バリアフリー法の一部改正 ➢心のバリアフリーの推進に関する事項（学校教育関係）の追加
令和 3 年 4月	バリアフリー法第3条に基づく基本方針の改正 ➢目標年次（施設整備）：令和7年度（2025年度）

1.2 策定の目的

本市では、これまで積み重ねてきたバリアフリー化の取組をさらに推進し、誰もが利用しやすい環境整備を促進するため、バリアフリー法及び同法第3条の基本方針の改正等を踏まえて、「平塚市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定します。

本基本構想は、高齢者や障がい者等^{*1}、誰もが安心して電車やバス、タクシーに乗り降りでき、また駅から周辺の目的地までの行き来や、施設を安全に利用できるなど、安心して日常生活や社会生活をおくることができるよう、公共交通の利便性や安全性の向上、移動しやすい環境整備、さらに、高齢者や障がい者等の特性を理解し合う心のバリアフリー^{*2}を広めていく取組を位置付けます。そして、「平塚市バリアフリー推進協議会」を通じた各事業者との連携を強化し、ハード、ソフトの両面からのバリアフリー化を総合的かつ一体的に推進することで、ユニバーサルデザイン^{*3}を取り入れた、社会的・経済的に活力ある持続可能な社会の形成や、共生社会の実現を目指します。

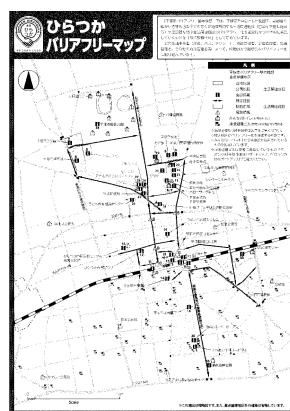
- ※1 「高齢者や障がい者等」の対象者として、怪我等による一時的な車いす・松葉杖使用者、妊婦、ベビーカー使用者等も含めています。
- ※2 様々な心身の特性や考え方を有する全ての人々が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションをとり、支えあう考え方のこと。
- ※3 ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

コラム（バリアフリーマップ）

共生社会の実現に向けて、市民や来訪者がお互いに理解し合い、支え合うことができる「心のバリアフリー」の理解をさらに広げていくためには、本市のハード及びソフトのバリアフリーの取組を広く情報発信する必要があります。

本市では、オリパラ基本方針推進調査事業^{*}として、本市のバリアフリーの取組を掲載したバリアフリーマップを作成し、令和2年12月6日（日）開催の共生社会ホストタウン促進イベントにおいて、当該マップの配布とともに、アンケート調査を実施しました。アンケートでは、バリアフリーの理解と関心を高める広報・啓発活動や、学校での教育が重要であるとの回答が多くありました。

当該マップは、イベントでの配布のほか、本市ホームページでの掲載や、重点整備地区内の生活関連施設への配架により広く情報発信しています。



- ※ 国（内閣官房オリパラ事務局）が全国のホストタウンに対して、東京2020大会後も相手国との交流を継続するための質の高い取組を公募したものです。
共生社会の実現やユニバーサルデザインのまちづくりに向けて、パラリンピック等との交流や心のバリアフリーの取組を神奈川県と共同で令和2年に企画提案し、採択されました。



1.3 策定の意義

本市では、少子高齢化が急速に進み、年少人口や生産年齢人口が減少する一方、老人人口の増加が顕著になっています。また、障がい者人口も増加傾向にあります。

こうした社会的背景の中で、本基本構想に基づき、施設が集積する地区で面的・一体的なバリアフリー化整備を進めることは、高齢者や障がい者等の移動や施設利用の利便性及び安全性の向上が図られるだけでなく、外出時の心理的負担の軽減など、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながります。また、多様な来訪者が訪れやすくなることから、福祉の増進のほか、まちの活性化にも寄与します。

(1) 老年人口の推移

本市の人口は、ここ数年では増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。

年齢別では、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少傾向である一方、65歳以上の老人人口は増加傾向であり、令和7年には総人口の30.5%と推計されています。

表 1-2 平塚市の年齢別人口の推移（単位：人）

	年少人口		生産年齢人口		老人人口		計
平成 22 年	34,517	13.2%	171,090	65.6%	55,173	21.2%	260,780
平成 27 年	31,692	12.3%	159,548	61.8%	66,987	25.9%	258,227
令和 2 年推計	28,680	11.3%	152,040	59.8%	73,363	28.9%	254,083
令和 7 年推計	25,809	10.4%	146,265	59.1%	75,536	30.5%	247,610

（出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年推計））

(2) 身体障がい者人口の推移

本市の身体障がい者人口について、平成 30 年度は 8,592 人、令和 6 年度推計は、8,832 人となっています。

また、障がいの種類別では、「肢体不自由障がい」が最も多く、次に「内部機能障がい」の順となっています。

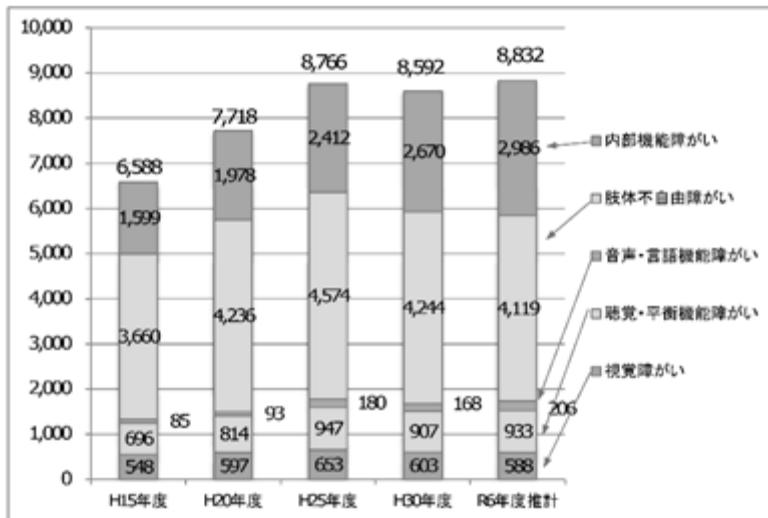


図 1-1 平塚市の身体障がい者人口の推移（単位：人）

*身体障がい者人口は、重複障がいの場合には種類別に加算しており、実人数と一致しません。

（出典：平塚市障がい者福祉計画（第4期）～ひらつか障がい者福祉プラン かがやき～）

1.4 基本構想の位置付け

本基本構想は、バリアフリー法及び同法第3条の基本方針に基づき、本市の上位計画や関連計画と整合を図り、バリアフリー法の改正、旧基本構想の評価等を踏まえて策定します。また、基本構想に基づく事業計画は、策定後に事業者が作成し、本市でとりまとめを行います。

なお、本基本構想は、上位計画である「平塚市総合計画～ひらつか NEXT～改訂基本計画」に即して策定することから、SDGs^{*}に掲げられた目標への貢献を目指すものとします。

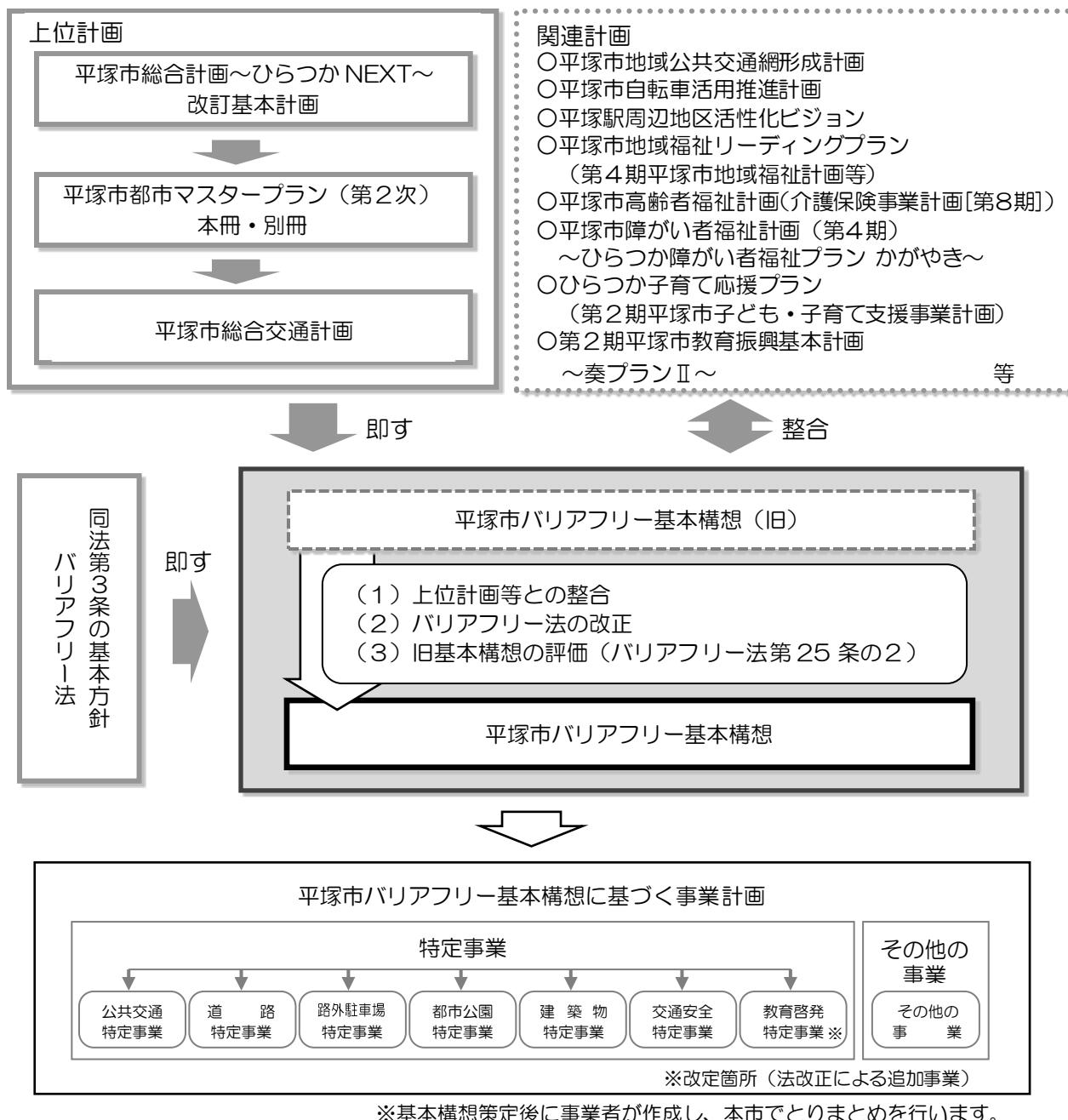


図 1-2 基本構想の位置付け

* SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標（17の目標、169の個別目標で構成）をいいます。



(1) 上位計画

ア 平塚市総合計画～ひらつか NEXT～改訂基本計画

「平塚市総合計画～ひらつか NEXT～改訂基本計画」（令和2年2月）は、市政運営の総合的な指針として、分野別施策と重点施策で構成されています。

<関連箇所の抜粋>

●分野別施策2「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」

基本施策2-⑤「障がい者福祉を推進する」

<主な事業>

➢ 心のバリアフリーの推進

●分野別施策3「自然と人が共生するまちづくり」

基本施策3-④「快適な生活環境の形成を推進する」

<主な事業>

➢ バリアフリーの推進

●重点施策IV「安心・安全に暮らせるまちづくり」

個別施策IV-（3）「交通安全対策を推進する」

<主な取組>

➢ バリアフリーの推進

・基本構想に基づくバリアフリーの推進（バリアフリー促進事業）※

・「心のバリアフリー」の推進（社会参加・交流促進事業）※

<SDGsの目標との関連>



目標 3 「すべての人に健康と福祉を」

目標 11 「住み続けられるまちづくりを」

目標 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」

※ 「平塚市総合計画～ひらつか NEXT～2021 年度版実施計画」から引用

イ 平塚市都市マスタープラン（第2次）

「平塚市都市マスタープラン（第2次）」は、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。本冊（平成20年10月）及び別冊（平成29年10月）で成り立ちます。

＜関連箇所の抜粋＞

●分野別の方針（本冊）

（道路と交通の整備方針）

➢ 道路の整備方針

- ・歩行者の安全性や快適性を向上させ、高齢者や障がい者など誰もが容易に通行できるゆとりある空間を確保するため、幹線道路などの整備に伴う歩行者空間の充実や自転車道、コミュニティ道路などの整備を進め、歩行者空間のネットワークの形成を進めます。

➢ 公共交通網と自転車利用環境の整備方針

- ・バス利用の推進のため、ノンステップバスの導入～などを進めます。

➢ 平塚駅周辺の交通の整備方針

- ・平塚駅周辺は、誰もが鉄道やバスを利用して、安全で快適に移動できるよう交通バリアフリーを進めます。

（住まいを支えるまちづくりの方針）

➢ 住まい環境の方針

- ・職住の近接や日常の買物圏を重視し、その中心となる位置に、日常必要な商業施設や公共公益施設、バス停などの交通施設などをコンパクトに配置し、誰もが歩いて暮らせる地域生活圏^{※1}の形成をめざします。

●ひらつかの魅力を高めるまちづくりの方針（別冊）

➢ むらし続けられるまちづくりの方針

- ・歩いて暮らせる地域生活圏の実現をめざし、交通結節点^{※2}へのアクセス向上のため、生活圏内の歩行者ネットワーク、各生活圏から交通結節点までの地域公共交通や自転車によるそれぞれのネットワークの充実に努めるほか、コミュニティバス等の地域公共交通の導入を図ります。

※1 日常生活や都市での活動に必要な諸機能がコンパクトにまとった生活圏

※2 異なる交通手段の接続が行われる場所であり、人や物の乗り換え等が行われる鉄道駅やバス停等

ウ 平塚市総合交通計画

「平塚市総合交通計画」(平成 22 年 4 月) は、「平塚市都市マスタープラン(第2次)」(平成 20 年 10 月) の交通部門計画として位置付けられています。

＜関連箇所の抜粋＞

●将来交通体系

- ・公共交通と自転車を中心とした人と環境にやさしいまちづくりを実現するため、各交通手段の利用圏域に応じた交通体系の構築をめざします。平塚駅から徒歩圏内（中心市街地）では徒歩と自転車、自転車の利用圏域では路線バスと自転車、これを超える地域は路線バスを基本とした交通体系の整備に向け、走行環境の向上を図るための交通ネットワーク、各交通手段の連携が進むよう交通結節点を配置します。
 - ・地域生活圏の形成に向けてはバス停などを拠点としたまちづくりを一体的に進め、歩行環境の向上、地域公共交通、交通結節点の強化をめざします。

●歩行者ネットワークのめざす方向

- ・中心市街地内の移動のしやすさ、地域生活圏の形成を図るネットワークを配置します。

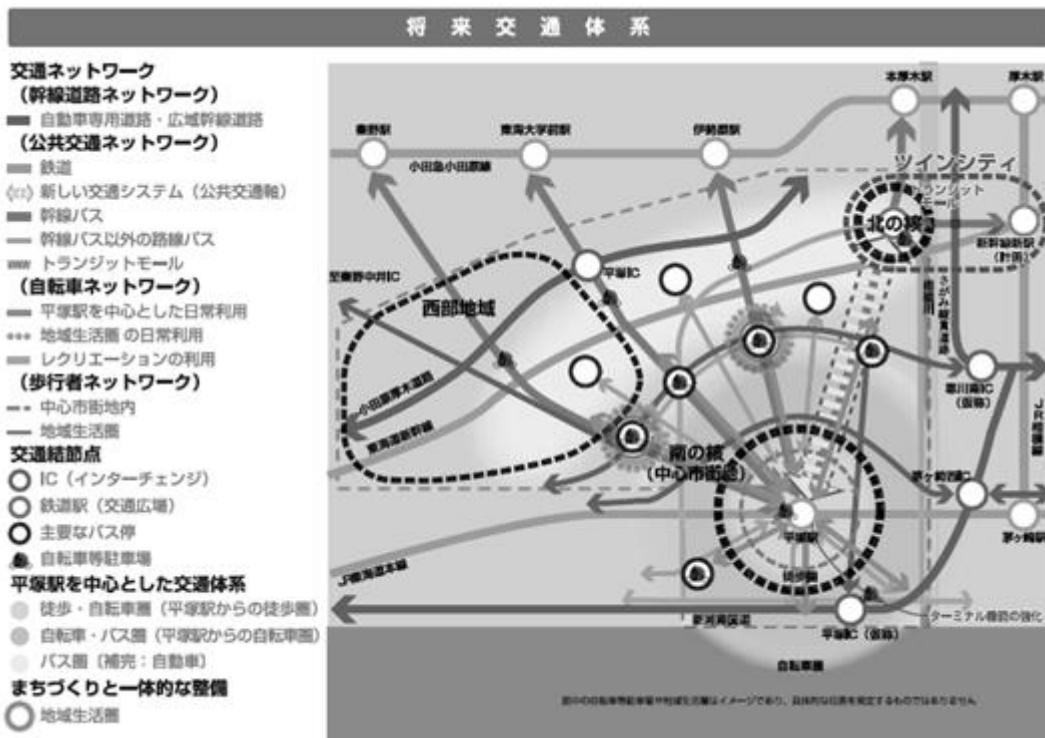


図 1-3 将来交通体系
(出典: 平塚市総合交通計画)

(2) バリアフリー法の改正概要

ア 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

平成30年11月の法改正により創設された「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」とは、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すものです。マスタープランの作成により、基本構想を作成していない地区等で、道路や建築物等の具体施設のバリアフリー化事業の調整が難しい段階においてもバリアフリーを促進させることができます。

（※詳細は資料編参照）

イ 教育啓発特定事業（基本構想に掲げる特定事業）

令和2年6月の法改正により、基本構想において新たに「教育啓発特定事業」を位置付けることが可能となりました。当該事業を活用し、ソフト面のバリアフリー化を促進することが重要です。次の事業が、教育啓発特定事業として該当します。

＜教育啓発特定事業の該当事業＞

- ・移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- ・移動等円滑化に関する住民その他関係者の理解の増進及び協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

（※詳細は資料編参照）

(3) 旧基本構想の評価等

バリアフリー法第25条の2（基本構想の評価等）の規定には、「市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。」と定められています。

平塚市バリアフリー推進協議会では、バリアフリー法第25条の2に基づき、次のとおり旧基本構想の評価を行い、基本構想の継続の必要性と改定内容を確認しました。

ア 旧基本構想の評価（令和2年度末時点）

- ・全体を通じて概ね計画どおり事業が実施された。
- ・一部の事業において、引き続き事業調整が必要である。
- ・心のバリアフリー等のソフト事業は、継続が必要である。

（※詳細は資料編参照）

イ 基本構想の改定内容

- ・バリアフリー法及同法第3条の基本方針に基づき、目標年次の設定、各事業者と調整の上、基本構想に掲げる事業の目標を変更する。
- ・バリアフリー法の改定を踏まえて、「教育啓発特定事業」を追加する。
- ・重点整備地区（生活関連施設及び生活関連経路）を拡大する。

（※詳細は資料編参照）

1.5 策定方針

バリアフリー法や上位計画、関連計画との整合を図り、本基本構想の策定方針を次のとおり定めます。

方針1

まちづくりの進展や利用者ニーズを踏まえて、重点整備地区を設定します。

本基本構想は、平塚駅を中心とした徒歩圏域において、高齢者や障がい者等を含む全ての方々が日常利用される生活関連施設（官公庁や福祉施設等）とこれらの施設間を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に実施していく地区を「重点整備地区」とし、旧基本構想の重点整備地区を基本として、まちづくりの状況や利用者ニーズを踏まえて設定します。
※移動等円滑化促進地区の設定については、今後のまちづくりの進展や利用者ニーズを注視し、必要に応じて平塚市バリアフリー推進協議会で協議します。

→ 第2章

方針2

すべての人にやさしいまちづくりの推進

本格的な超高齢社会の到来を見据え、方針1で設定した重点整備地区内にある不特定多数の人が利用する公共施設等と、その施設に関連する経路において、移動の安全性の確保と快適性の向上を図るため、道路、電車・バス・タクシーの車両等、建築物、公園、路外駐車場、その他移動経路に関する施設のユニバーサルデザインを取り入れた一体的なバリアフリー化を進めます。また、誰にでもわかりやすいサイン等を活用した情報提供施設の設置を進めます。

→ 第3章、第4章

方針3

心のバリアフリーの推進

誰もが高齢者、障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、日常生活のみならず災害時等にも自然に支え合うことができるようにするため、様々な機会を活用した教育活動や各種啓発活動により「心のバリアフリー」を推進します。

→ 第3章、第4章

方針4

事業内容の段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

基本構想について、地域の高齢者、障がい者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的な発展を図ります。また、継続的な状況把握のためにまちの点検を行い、事業内容の改善を図ります。

→ 第5章

→ 第6章

1.6 目標年次

本市は、基本構想に基づきバリアフリー化の取組を継続的に推進するものとします。

また、本基本構想の重点整備地区における各施設整備（旅客施設、車両、道路、公園、建築物等）の目標年次は、バリアフリー法第3条に基づく基本方針（以下「国的基本方針」という。）に掲げる目標年次との整合を図り、平塚市バリアフリー推進協議会等を通じて、各事業者と調整の上、基本構想に基づく事業計画において具体的な事業期間を定めます。また、国的基本方針等が改正された際には、事業期間の変更を検討します。

なお、本基本構想に掲げる“心のバリアフリーの推進”など未来永劫取り組むべき施策は継続的に推進します。

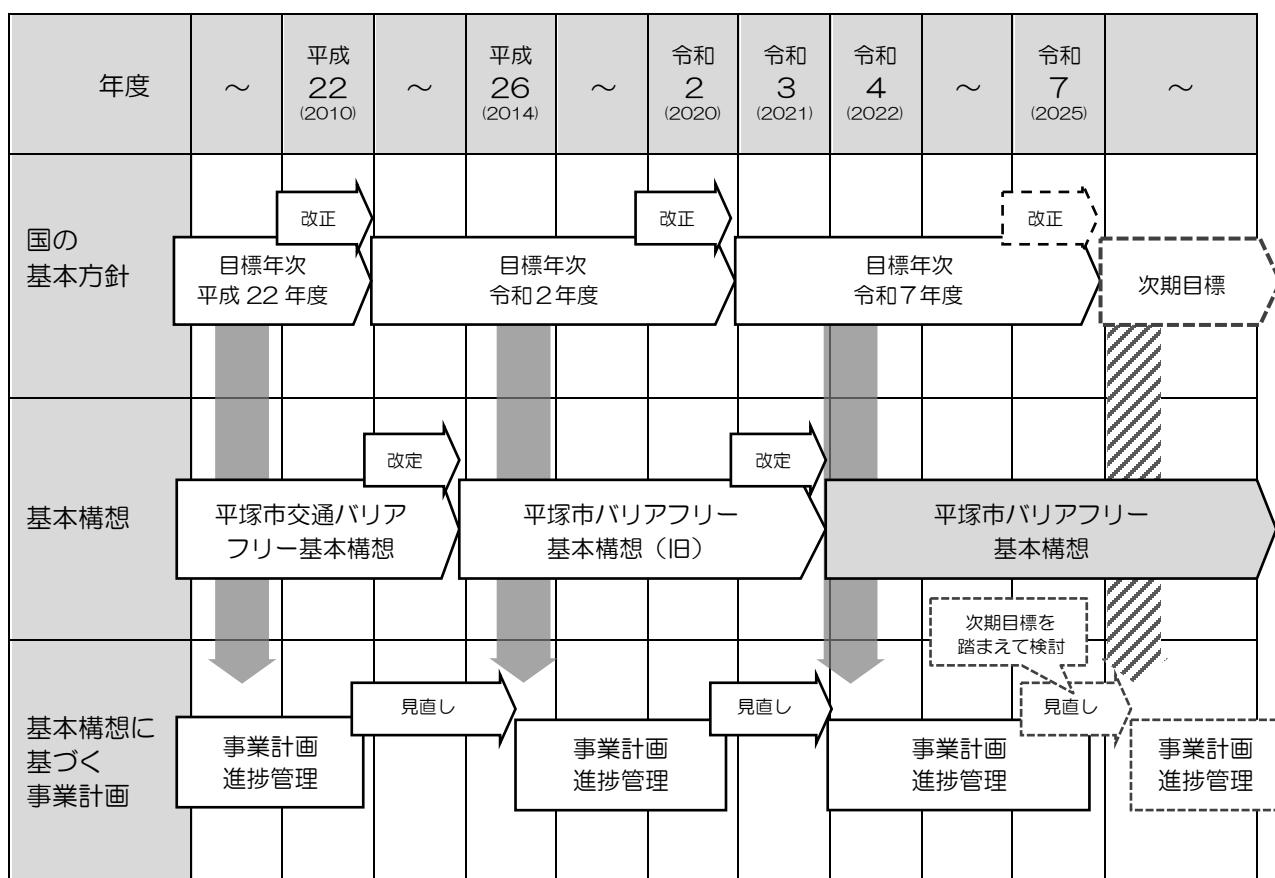


図 1-4 基本構想の目標年次

第2章 重点整備地区の設定

2.1 平塚市の概況

(1) 地勢

本市は、相模湾に臨む神奈川県中央南部の湘南地域の中心に位置しています。東は相模川をはさんで茅ヶ崎市と寒川町に、北は厚木市、伊勢原市及び秦野市に、西は中井町、二宮町及び金目川をはさんで大磯町に隣接しており、面積は 67.88km²です。

地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっています。

旧基本構想の重点整備地区をはじめ平塚駅周辺の区域は、概ね平坦な地形となっています。

(2) 交通体系について

鉄道は、JR 東海道本線が市南部の市街地中心部を東西に通っています。中央部には JR 東海道新幹線が通っていますが、鉄道駅としてはJR 東海道本線の平塚駅が唯一の駅となっています。

道路は、平塚駅を中心として国道1号、国道129号などの幹線道路が放射状に伸びているほか、自動車専用道路として国道271号（小田原厚木道路）がJR 東海道新幹線とほぼ平行して走っています。また、相模湾に沿って国道134号が通っており、これらの道路が一体としてネットワークを形成しています。

公共交通としてのバス路線は、市内の駅が平塚駅1駅しかないこと、駅を中心とした幹線道路網が放射状に形成されていることから、平塚駅に集中し、駅から郊外や近隣市へと分散しています。

また、バスと同様にタクシーも平塚駅に集中しています。

(3) 用途地域の状況

旧基本構想の重点整備地区は、国道1号を挟んで商店街等の商業地域と市役所をはじめとする官公庁等行政施設が集積している地区や総合公園を含む地区の第一種住居地域、さらにこの2つの地区に囲まれた工業専用地域、及び平塚駅から海に向かう地区の第一種中高層住居専用地域の大きく4つに区分されます。また、新たに追加設定する地区には、第一種住居地域、近隣商業地域が含まれます。

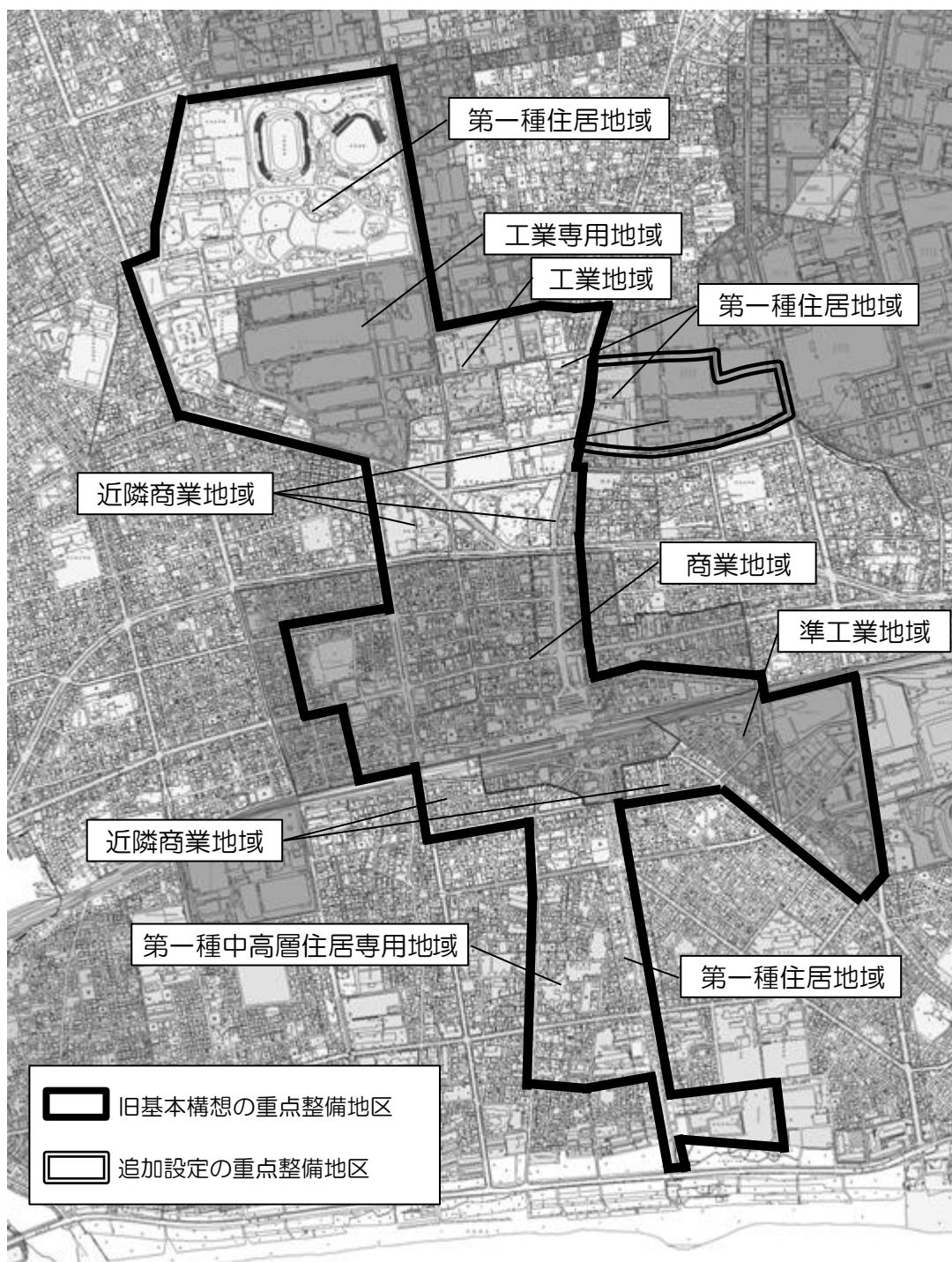


図 2-1 平塚駅周辺の都市計画図

(4) 特定旅客施設の現状

ア 特定旅客施設としての平塚駅

JR 平塚駅は、1日あたり約 12 万人の乗降客（乗車人員×2）が利用している旅客施設です。

表 2-1 JR 平塚駅の運輸状況

年 度	年間乗車人員総数 (千人)	一日平均乗車人員 (人)
平成 17 年度	21,258	58,200
平成 18 年度	21,540	59,000
平成 19 年度	22,123	60,400
平成 20 年度	22,147	60,700
平成 21 年度	21,997	60,300
平成 22 年度	21,884	60,000
平成 23 年度	21,811	59,800
平成 24 年度	22,135	60,600
平成 25 年度	22,442	61,500
平成 26 年度	21,870	59,900
平成 27 年度	22,127	60,600
平成 28 年度	22,573	61,800
平成 29 年度	22,574	61,800
平成 30 年度	22,560	61,800
令和元年度	22,243	60,900

（出典：平塚市統計書）

イ 平塚駅の状況

平塚駅は、東西に1箇所ずつ改札口があり、それぞれが鉄道を南北に跨ぐ通路に接続しています。また、東側の北口と南口にはそれぞれ駅前広場があります。

西口側の駅構内には、改札階とホームとの間にエスカレーターはありませんが、エレベーターが整備されています。

西口側の改札外には、改札階と地上階との間にエスカレーターはありませんが、西口自由通路の北側、南側のそれぞれにエレベーターが整備されています。

東側の駅構内には、改札階とホームとの間に上り下りのエスカレーターとエレベーターが整備されています。

東側の改札外には、改札階と北口駅前広場との間及び改札階と南口駅前広場との間に上りのエスカレーターのみ整備されています。また、改札階と北口駅前広場との間には、令和4年度の完成に向けて、下りのエスカレーターを整備しています。その他、北口側、南口側ともに駅ビルのエレベーターを利用することで、JRの始発から終電の時刻まで改札階と駅前広場との間を移動できるようになり、現状における平塚駅利用者のための移動経路が確保されることになります。

(5) バス・タクシーの現状

ア バスについて

平塚駅の1日当りのバス乗降客数（平日の平均、現金及びIC）は、北口で約30,000人、南口で約3,200人の計33,200人です。平塚駅北口では64系統、平塚駅南口では7系統のバス路線が運行されています。（令和3年4月：神奈川中央交通（株）調べ）

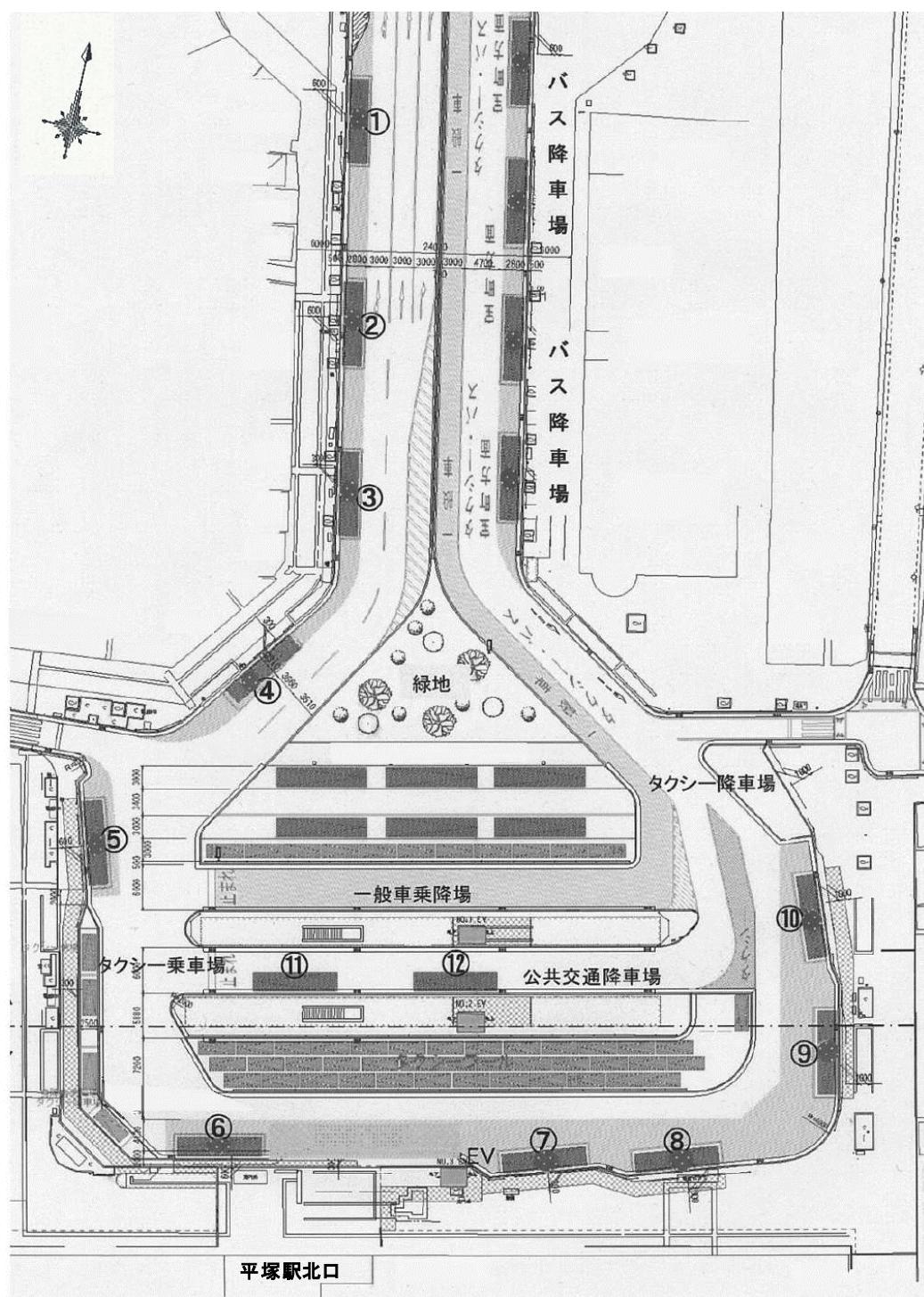


図 2-2 平塚駅北口のバス乗り場

表 2-2 バス車両の導入状況

年 度	ノンステップ車両
平成 20 年度	5 両
平成 21 年度	4 両
平成 22 年度	5 両
平成 23 年度	5 両
平成 24 年度	6 両
平成 25 年度	6 両
平成 26 年度	11 両
平成 27 年度	12 両
平成 28 年度	18 両
平成 29 年度	24 両
平成 30 年度	12 両
令和元年度	6 両
令和2年度	0 両
合 計	114 両

(出典：神奈川中央交通（株）、神奈川中央交通西（株）平塚営業所)



【ノンステップ車両前部乗降口】



【ノンステップ車両中央乗降口】

イ タクシーについて

タクシーの許認可台数は、近年、減少傾向にあります。福祉車両としてハンディキャブやウェルキャブ（リフト付等車両）も運行しております。

また、平成 23 年度から、通常営業の流し・駅構内営業をはじめ、空港送迎や観光・ゴルフなど多目的に利用できる UD タクシー（ユニバーサルデザインタクシー）*の導入が開始されています。

*UD タクシー（ユニバーサルデザインタクシー）とは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい“みんなにやさしい新しいタクシー車両”的ことです。車内空間が広く、車いすスペース、乗降口ステップ、車いす用スロープや大きな荷物も収納できるスペースがあります。

表 2-3 タクシーの許認可台数及び輸送人員

年 度	車両数(台)	輸送人員(人)
平成 17 年度	292	3,328,427
平成 18 年度	294	3,410,337
平成 19 年度	291	3,343,896
平成 20 年度	287	2,993,893
平成 21 年度	272	2,710,974
平成 22 年度	255	2,614,739
平成 23 年度	256	2,524,737
平成 24 年度	253	2,463,477
平成 25 年度	251	2,369,034
平成 26 年度	251	2,247,476
平成 27 年度	257	2,201,090
平成 28 年度	257	2,201,090
平成 29 年度	246	2,219,549
平成 30 年度	266	2,375,332
令和元年度	245	2,201,944

(出典：平塚市統計書)

表 2-4 福祉車両、UD タクシーの導入状況（令和3年3月末時点）

社 名	スロープ付き車両	ウェルキャブ	JPN TAXI
神奈中タクシー(株)	8台	4台	8台
神田交通(株)	2台	—	6台
江南交通(株)	2台	—	—
平塚交通(株)	1台	—	—

(出典：(社) 神奈川県タクシー協会相模支部平塚地区会)



【UD タクシー車両後部】

(6) 平塚駅周辺における放置自転車禁止地区の現状

平塚駅周辺の公営駐輪場では、約 10,159 台分（駅北側で 7,724 台、駅南側で 2,435 台）の自転車の収容が可能です。また、平塚駅周辺の放置自転車は、令和 3 年 10 月 29 日の定点調査で 20 台あり、中でも駅北側の歩道上に置かれている状態が続いている。

本市では、条例に基づき平塚駅周辺を自転車等放置禁止区域として定め、当該区域内に放置されている自転車及び原動機付自転車（50cc 以下）を撤去するとともに、駐輪場の整備などの対策により、放置自転車は大幅に減少しています。

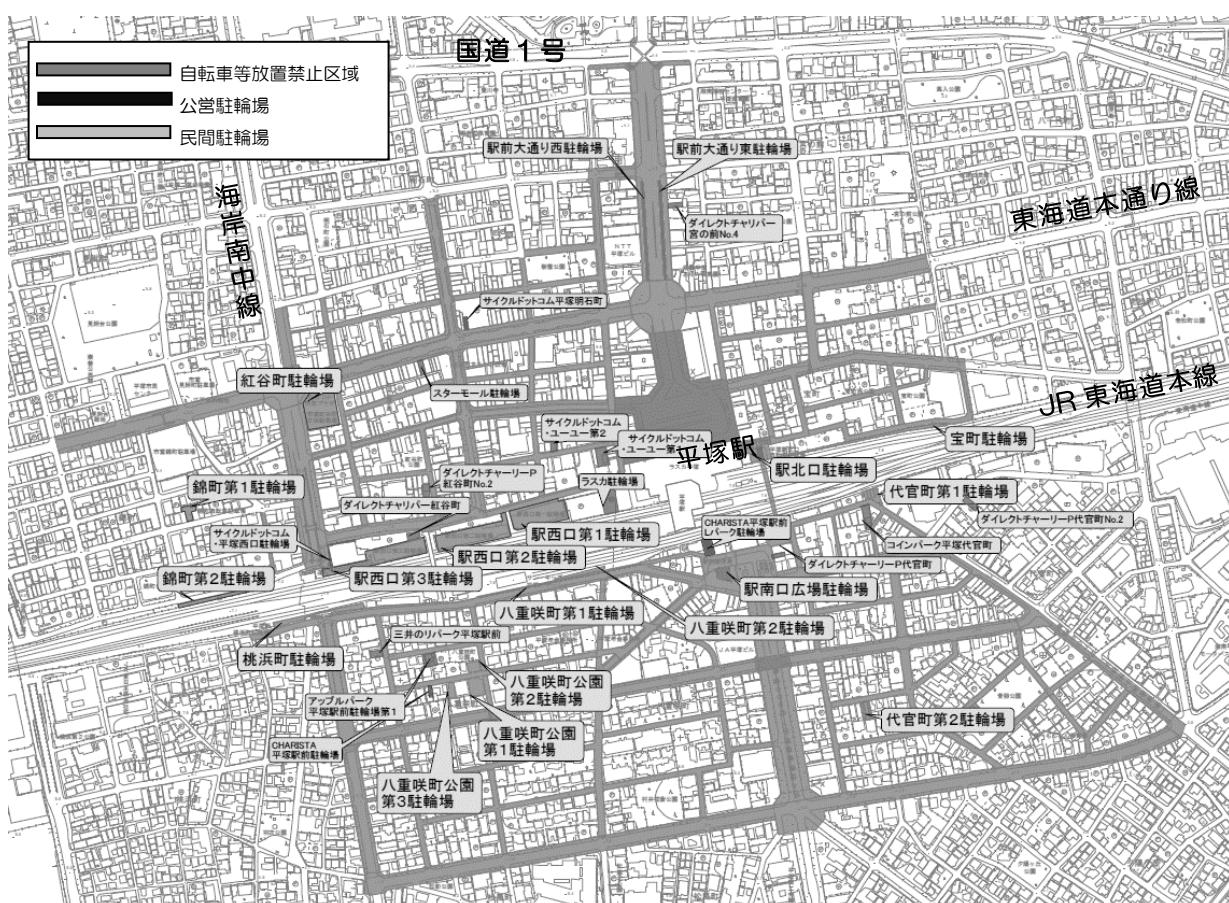


図 2-3 自転車等放置禁止区域と駐輪場位置図（令和 4 年 2 月現在）

2.2 重点整備地区の設定の考え方

旧基本構想の重点整備地区の設定の考え方を基本として、まちづくりの変化や利用者ニーズを踏まえ、平塚市バリアフリー推進協議会での意見聴取やまちの点検の実施などから、生活関連施設及び生活関連経路の追加検討を行い、新たな重点整備地区（生活関連施設及び生活関連経路）を設定します。

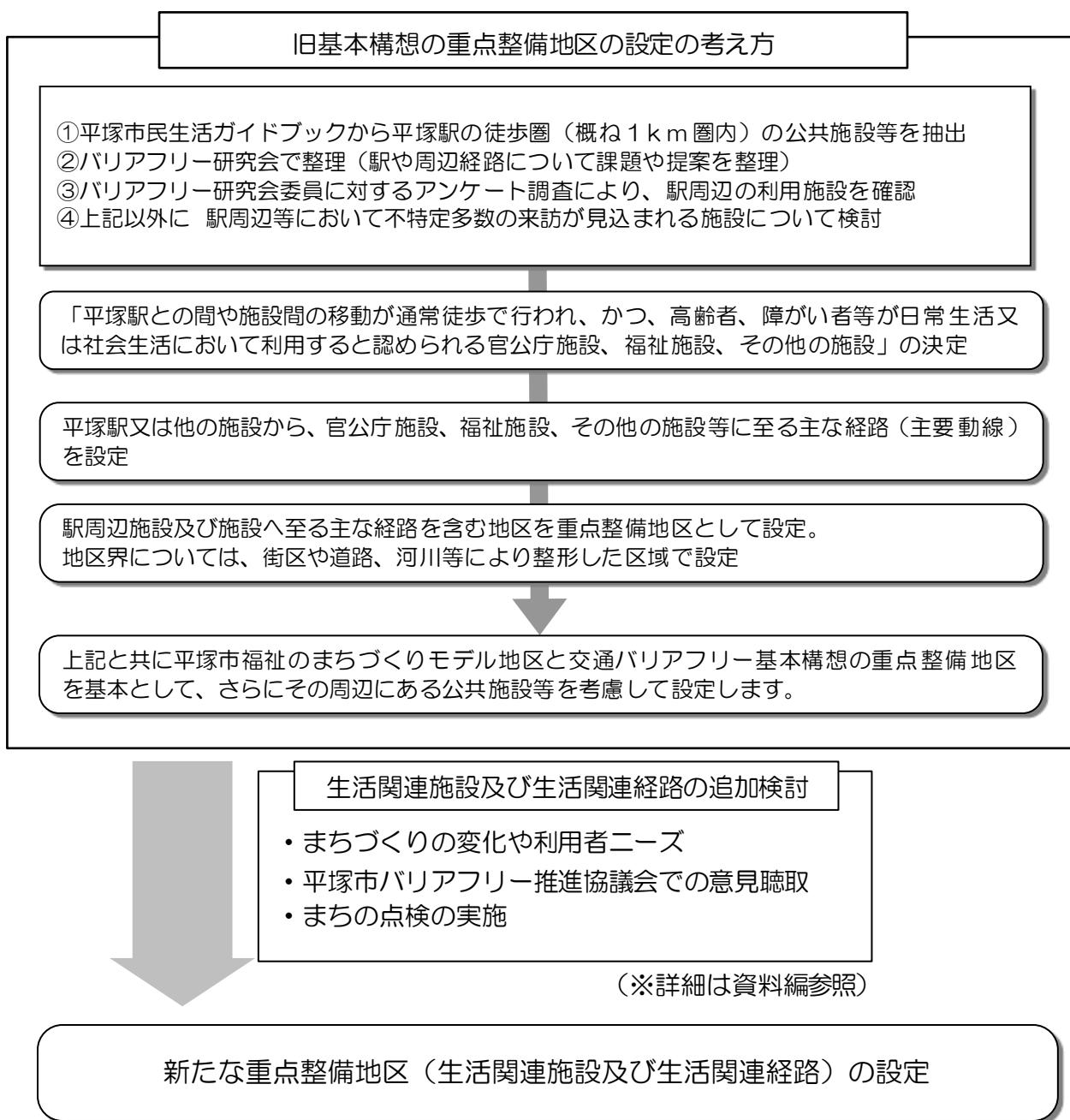


図 2-4 重点整備地区の設定の考え方

2.3 重点整備地区の設定

重点整備地区・生活関連経路の方針図を次のとおり設定します。

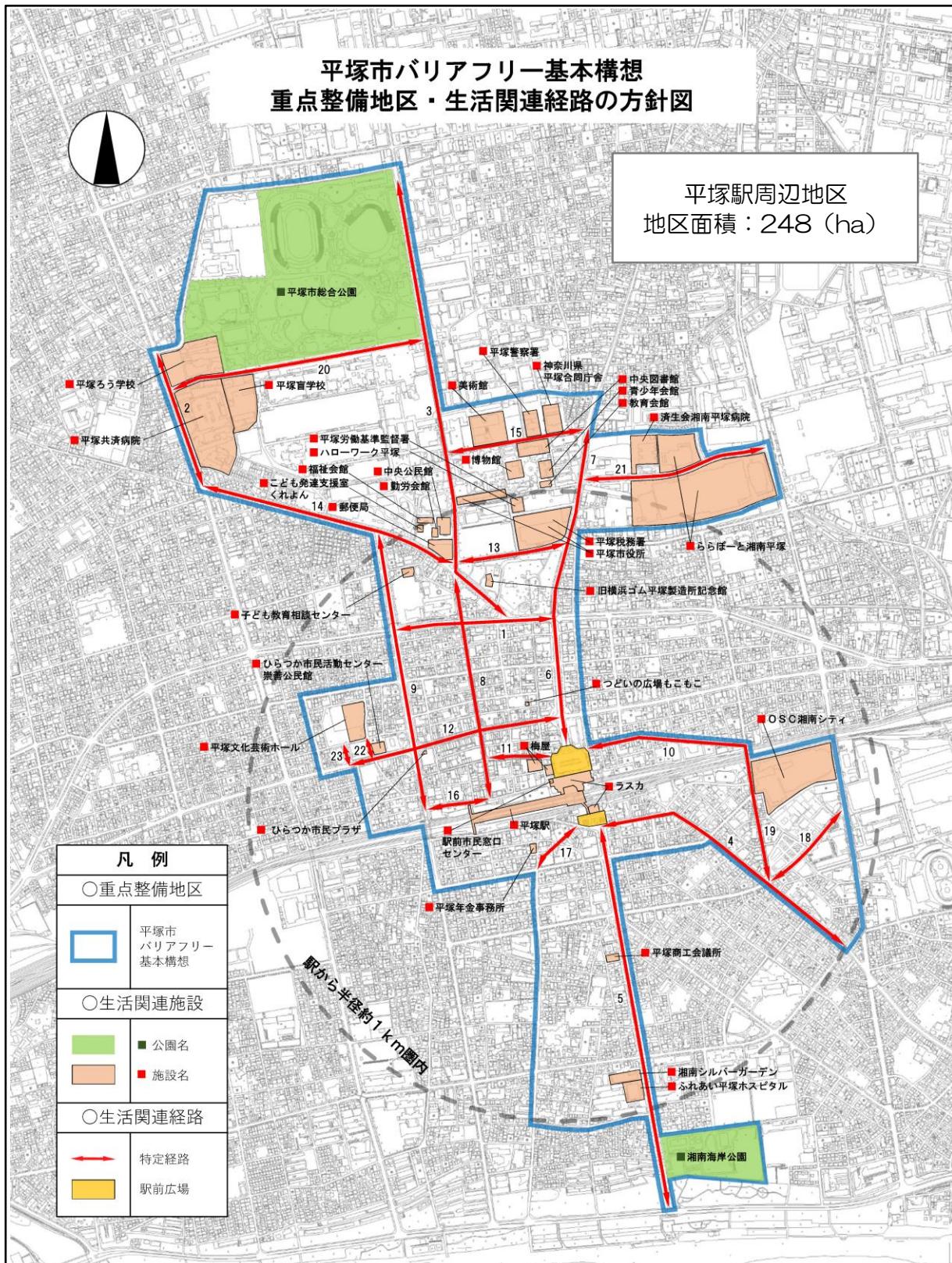


図 2-5 重点整備地区・生活関連経路の方針図

表 2-5 生活関連施設

(順不同)

種 別	施設名	種 別	
旅客施設	平塚駅		平塚市美術館
特別支援学校	平塚ろう学校 平塚盲学校		平塚市中央図書館 平塚市博物館
医療施設	平塚共済病院 ふれあい平塚ホスピタル 済生会湘南平塚病院		平塚市青少年会館 平塚市教育会館 中央公民館
	平塚市役所 平塚税務署 平塚警察署 神奈川県平塚合同庁舎 平塚労働基準監督署	文化・教育施設	平塚市勤労会館 子ども教育相談センター ひらつか市民プラザ 旧横浜ゴム平塚製造所記念館 平塚文化芸術ホール
公共公益施設	ハローワーク平塚 平塚郵便局 駅前市民窓口センター 平塚年金事務所	健康・福祉施設	福祉会館 こども発達支援室くれよん つどいの広場もこもこ 湘南シルバーガーデン
	ひらつか市民活動センター 平塚商工会議所		梅屋 ラスカ
都市公園	平塚市総合公園 湘南海岸公園	商業施設	OSC 湘南シティ ららぽーと湘南平塚

表 2-6 生活関連経路

番号	路線名	区分	区間
1	国道 1 号	国道	宮の前交差点 ⇄ 崇善小学校前交差点
2	県道 61 号 (平塚伊勢原)	県道	追分交差点 ⇄ 平塚ろう学校前交差点
3	県道 606 号 (大島明石)	//	八幡宮前 ⇄ 平塚市総合公園
4	県道 607 号 (平塚港平塚停車場)	//	平塚駅南口 ⇄ 長姫バス停前交差点
5	県道 608 号 (平塚停車場袖ヶ浜)	//	平塚駅南口 ⇄ 平塚駅南口入口交差点
6	駅前大通り線	市道	平塚駅北口 ⇄ 宮の前交差点
7	駅前通り線	//	宮の前交差点 ⇄ 県合同庁舎前交差点
8	南町通東浅間線	//	平塚駅花水線 ⇄ 郵便局前交差点
9	海岸南中線	//	平塚駅花水線 ⇄ 横浜ゴム前交差点
10	宝町通り線	//	平塚駅北口 ⇄ 須馬踏切
11	南町通り線	//	平塚駅北口 ⇄ 南町通東浅間線
12	東海道本通り線	//	駅前大通り線 ⇄ 見附町7号線
13	後谷八幡裏線	//	平塚市役所前交差点 ⇄ 郵便局前交差点
14	浅間町南原線	//	郵便局前交差点 ⇄ 追分交差点
15	浅間町 3 号線	//	県合同庁舎前交差点 ⇄ 平塚警察署入口交差点
16	平塚駅花水線	//	海岸南中線 ⇄ 南町通東浅間線
17	八重咲町袖ヶ浜線	//	平塚駅南口 ⇄ 須賀打越羽衣町線
18	須賀久領平塚中学校線	//	モータースクール前交差点 ⇄ 久領堤交差点
19	三島神社後谷線	//	須馬踏切 ⇄ モータースクール前交差点
20	追分7号線	//	大原交差点 ⇄ 平塚ろう学校前交差点
21	天沼宮松町線	//	市役所北交差点 ⇄ 堤町中央交差点
22	見附町6号線	//	東海道本通り線 ⇄ 見附町1号線
23	見附町7号線	//	東海道本通り線 ⇄ 見附町1号線

第3章 バリアフリー化の方針

3.1 バリアフリー化の方針

本基本構想に掲げる平塚駅周辺地区重点整備地区は、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であり、高齢者や障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能をもたらすことにより、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区です。

バリアフリー化の先導的役割を持つ重点整備地区であることを考慮し、生活関連施設及び生活関連経路の整備とともに、公共交通機関のバリアフリー化や心のバリアフリーの取組を優先的に推進します。

(1) 生活関連施設のバリアフリー化の推進

生活関連施設は、施設間を結ぶ経路の起終点となることから、効率的かつ効果的なバリアフリー化を進めるため、高齢者、障がい者等の利用が多い施設について優先的に整備を推進します。また、バリアフリー法の対象となる施設の新設又は大規模な改良等を行う際には、移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。その他、既存施設については、移動等円滑化基準に適合するよう努めます。

(2) 生活関連経路のバリアフリー化の推進

生活関連経路は、重点整備地区内における生活関連施設相互間の経路です。生活関連経路の新設又は改築を行う際には、各施設設置管理者が定める移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。生活関連施設間を結ぶ経路を基本に、高齢者、障がい者等の利用実態を考慮しバス停からのアクセスも踏まえ設定します。また、関係者間の連携により沿線施設の改修時に合わせて接する経路等の整備を行うことにより、一体的なバリアフリー化を推進します。

(3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

重点整備地区内の移動円滑化を効果的に推進するため、公共交通機関の一体的なバリアフリー化を推進します。鉄道、バス、タクシー等のバリアフリー対応車両の導入促進をはじめ、駅前広場等の交通結節点での円滑な移動、乗り換えが図れるようバリアフリー経路の維持管理やユニバーサルデザインを取り入れた公共サインの設置等、誰にでもわかりやすい情報提供施設の整備を推進します。

(4) 心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等が円滑に移動でき、施設を利用できるようにすることへの協力だけではなく、自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めることが、国民一人ひとりの責務であることを浸透させるため、様々な機会を活用した教育活動や啓発活動を推進します。

心のバリアフリーについて、理解（教育・啓発）、手助け（思いやり・サービス）、利用を妨げない（障害物を放置させない）、情報提供（早く正確に伝える）という4つを基本とし、個別方針や特定事業に組み入れることで心のバリアフリーを推進します。

第4章 バリアフリー化の実施事業

本章では、第3章で設定したバリアフリー化の方針に基づき、バリアフリー化の実施事業を定めます。

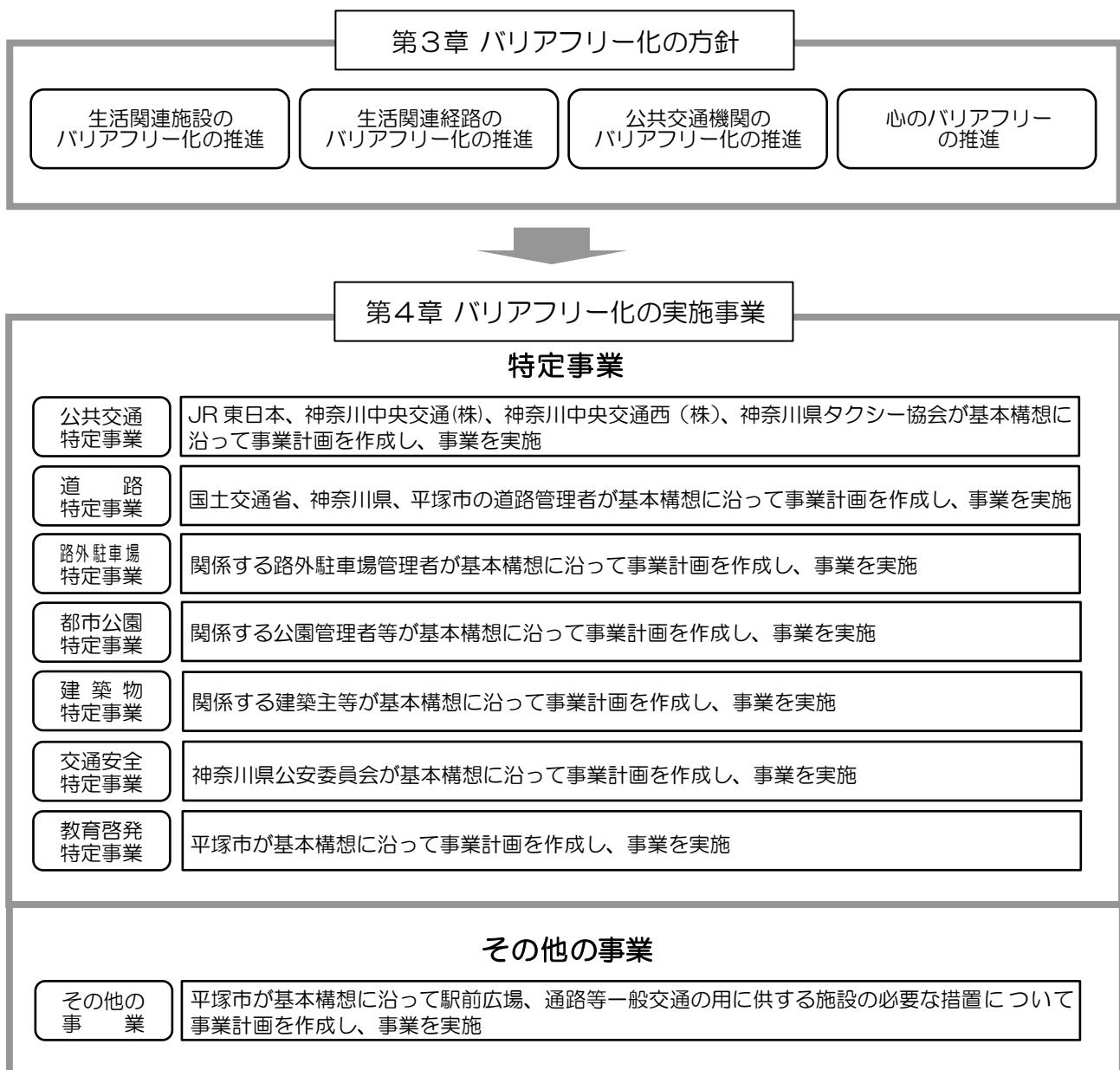


図 4-1 バリアフリー化の方針及び実施事業

4.1 公共交通特定事業

(1) 鉄道事業（東日本旅客鉄道（株））

事業内容	
通路	ホーム上の柱等については、旅客流動に配慮して安全性の確保に努めます。
案内	筆談用具の設置、構内施設のバリアフリー対応状況等、利用者にとって必要な情報を提供します。
心のバリアフリー（理解、手助け）	研修などによる職員教育の実施により、サポート体制を充実し、利用環境の向上に努めます。

※旧基本構想では、バリアフリー対応車両の導入、駅構内のエレベーター、エスカレーター、トイレの案内設備及びホームへの内方線ブロックの設置等の事業が完了しています。

※通路に関して、国で定める基本方針に「ホームドア・可動式ホーム柵」の導入目標が定められています。平塚駅へのホームドアの整備は、JR 東日本のホームドア整備計画（2032 年度末頃まで）に位置付けがあります。

(2) バス事業（神奈川中央交通（株）、神奈川中央交通西（株））

事業内容	
車両	全ての車両を順次「低床車両」に代替えます。
バス停	道路管理者等と連携し、バス停の利用環境の向上に努めます。
案内	車外用放送装置を活用し、音声による行き先等の案内を推進します。
心のバリアフリー（理解、手助け）	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。

※車両について、国で定める基本方針に「ノンステップバス」の導入目標が定められています。国の目標値を踏まえて、事業計画の目標を定めます。

(3) タクシー事業 ((社)神奈川県タクシー協会相模支部平塚地区会)

事業内容	
車両	UDタクシーを導入します。
心のバリアフリー（理解、手助け）	タクシー協会や個々のタクシー事業者間で、サービス等の情報を共有し、共通したサービスの提供を連携して推進します。 利用者への適切な接遇や車いす対応等について、介助資格等の取得推進や継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。

※車両について、国で定める基本方針に「福祉タクシー車両（UD タクシー含む）」の導入目標が定められています。国の目標値を踏まえて、事業計画の目標を定めます。

4.2 道路特定事業

(1) 道路管理者（国土交通省）

図対番号	路線名	事業内容
1	国道1号	<p>＜改善＞ 歩道橋の移動円滑化や交差点の平面横断経路の確保等により交差点のバリアフリー化を進めます。</p> <p>＜維持・管理＞ 平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。</p> <p>＜心のバリアフリー（利用を妨げない）＞ 歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。</p>

(2) 道路管理者（神奈川県）

図対番号	路線名	事業内容
2	県道61号 (平塚伊勢原)	＜維持・管理＞ 平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。
3	県道606号 (大島明石)	
4	県道607号 (平塚港平塚停車場)	＜心のバリアフリー（利用を妨げない）＞ 歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。
5	県道608号 (平塚停車場袖ヶ浜)	

(3) 道路管理者（平塚市）

図対番号	路線名	事業内容
6	駅前大通り線	
7	駅前通り線	
8	南町通東浅間線	
9	海岸南中線	
10	宝町通り	
11	南町通り線	＜維持・管理＞ 平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。
12	東海道本通り線	
13	後谷八幡裏線	
14	浅間町南原線	
15	浅間町3号線	
16	平塚駅花水線	＜心のバリアフリー（利用を妨げない）＞ 歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。
17	八重咲町袖ヶ浜線	
18	須賀久領平塚中学校線	
19	三島神社後谷線	
20	追分7号線	
21	天沼宮松町線	
22	見附町6号線	
23	見附町7号線	

(4) 道路管理者（共通）

事業内容	
設備	幅員等条件の合う歩道等へのベンチ等休憩施設の設置を必要に応じて検討します。
事業者間の連携	生活関連施設内と道路上の視覚障害者誘導用ブロックを結びます。
	バス事業者と連携し、バス停の利用環境の向上に努めます。

※道路のバリアフリー化の取組例：歩道の段差改善、交差点の巻き込み部の段差改善、側溝蓋等の構造改善、切下げ部等のすりつけ勾配改善、視覚障害者誘導用ブロック設置等

※工事中における迂回路等の適切な案内や誘導を行うことなど、心のバリアフリーを推進します。

※関連する自転車ネットワーク計画と整合を図り、自転車・歩行者の区分等により安全確保に努めます。

4.3 路外駐車場特定事業

路外駐車場移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。車いす使用者用駐車施設を設けるとともに、道路等までの通路のバリアフリー整備を推進します。また、適正利用に関する表示を行う等により心のバリアフリー（理解）を推進します。

なお、重点整備地区内には、バリアフリー法施行後に届出された特定路外駐車場※はありません。

※特定路外駐車場とは、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいいます。（道路法で規定する自動車駐車場、都市公園法で規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）

4.4 都市公園特定事業

公園管理者（平塚市）

公園名	事業内容
平塚市総合公園	園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。
湘南海岸公園	園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。



4.5 建築物特定事業

施設の新設や改修などに合わせて、建築物移動等円滑化基準に適合した整備※を推進します。また、さらに、バリアフリー新法の対象とならない商店等へ、入口の段差や通路の幅等については、バリアフリー整備の推進を働きかけます。

なお、施設の老朽化の状況や構造上の問題などから完全なバリアフリー化が困難な場合であっても、人によるサポートやサービスの充実が重要であることから、筆談用具の設置や誰にでもわかりやすい案内表示、利用者への適切な対応について心のバリアフリー（理解、手助け）を推進します。

※建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）が、バリアフリー化の対象施設となります。

4.6 交通安全特定事業

平塚警察署

事業内容	
交差点横断における安全性の確保	音響式信号機等の設置を推進します。
安全な歩行空間の確保	生活関連経路における違法駐車取締りを強化します。 違法駐車防止や自転車利用マナー等の広報活動及び啓発活動を実施します。

4.7 教育啓発特定事業

平塚市

事業内容	
	児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体を通した福祉教育を推進します。
	高齢者、障がい者等の疑似体験を取り入れた学習機会を提供します。
	福祉ボランティアの育成を推進します。
心のバリアフリー (理解、手助け、利用を妨げない、情報提供)	様々なイベントや冊子等を活用した啓発を推進します。
	路上占有物（商品、看板等）防止のための啓発を推進します。
	商店等への啓発（接客対応等）を推進します。
	ホームページを活用したバリアフリー情報を提供します。
	バリアフリーマップを作成します。（バリアフリー店舗の認定と表示）

4.8 その他の事業

平塚市

事業内容	
平塚駅周辺の 移動円滑化	駅前広場等と改札階とのバリアフリー経路の維持管理に努めます。
	駅前広場等を結ぶ歩行空間の確保を検討します。
	案内情報施設の設置を推進します。
平塚駅周辺の 駐輪対策	駐輪場の整備を推進します。
	自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を推進します。
	放置自転車の撤去を徹底します。
歩行者の安全対策	路面標示等による安全な歩行空間の創出を検討します。
	歩行者、自転車の通行帯区分を検討します。
公共サイン	駅前広場や公共施設等への案内表示等の設置・修繕をします。

＜関連基準、ガイドライン等＞

生活関連施設及び生活関連経路等のバリアフリー化を実施する際に活用する基準やガイドライン、条例などを以下に整理します。

種別	項目	名称	所管 作成年月日
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
		移動円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成18年12月
		神奈川県が管理する県道における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例	神奈川県【条例】 平成25年1月
		移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例	平塚市【条例】 平成25年4月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	神奈川県【条例】 平成25年1月
	路外駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成18年12月
	都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
		平塚市都市公園条例	平塚市【条例】 平成25年4月
移動等円滑化整備ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【旅客施設編】 【車両等編】	国土交通省 平成25年6月
		公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【役務編】	国土交通省 令和3年3月
	道路	道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成24年7月
	促進方針・基本構想	移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン	国土交通省 平成31年3月
その他条例	建築物・公共交通・道路・公園	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	神奈川県 平成25年1月
	公共サイン	平塚市公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）	平塚市 平成24年8月

第5章 基本構想の推進に向けて

5.1 事業計画の作成

施設設置管理者（公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等）、公安委員会及び平塚市は、基本構想に即すとともに、国の目標値を参考にして事業計画を作成することとします。この事業計画を定めるにあたって、あらかじめ市及び関係する施設設置管理者の意見を聞くことが義務付けられていますので、事業者間において十分な調整を行う必要があります。また、高齢者、障がい者等をはじめ利用者の意見を聞くこと等により、それらが十分に反映されるよう努めるとともに、基本構想の策定過程において、多くの方から寄せられた様々な意見を十分尊重して事業計画を作成することとします。

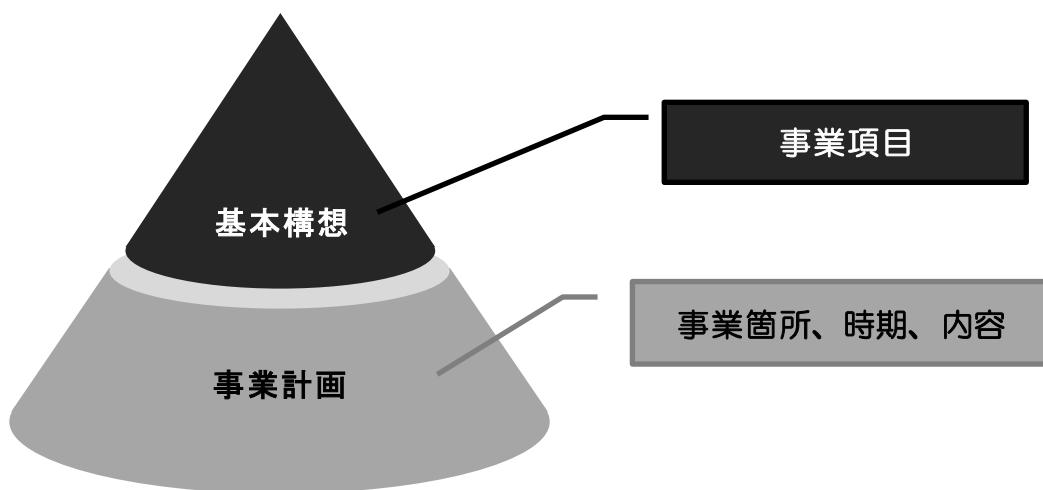


図 5-2 事業計画のイメージ

5.2 事業の実施

施設設置管理者等は、個々が作成した事業計画に基づいた事業を実施することとなります。事業の実施にあたり、各事業者は、具体的な改善箇所や方法について、本市担当課と連携して必要な情報を公開するとともに、なるべく多くの意見が反映されるように努めることとします。

5.3 推進体制の整備

本市は、『平塚市バリアフリー推進協議会』を設置し、各事業者との連携強化と、事業の円滑な推進を図ります。この協議会は、バリアフリー化の推進のため、事業内容や進捗状況等を確認するとともに、必要に応じて「まちの点検」を行うことにより状況に合わせた事業計画の見直しを行い、確実な事業の進捗と段階的かつ継続的にバリアフリー化が発展（スパイラルアップ）していくよう進捗管理するとともに、事業の進捗状況等を市民に公表していきます。

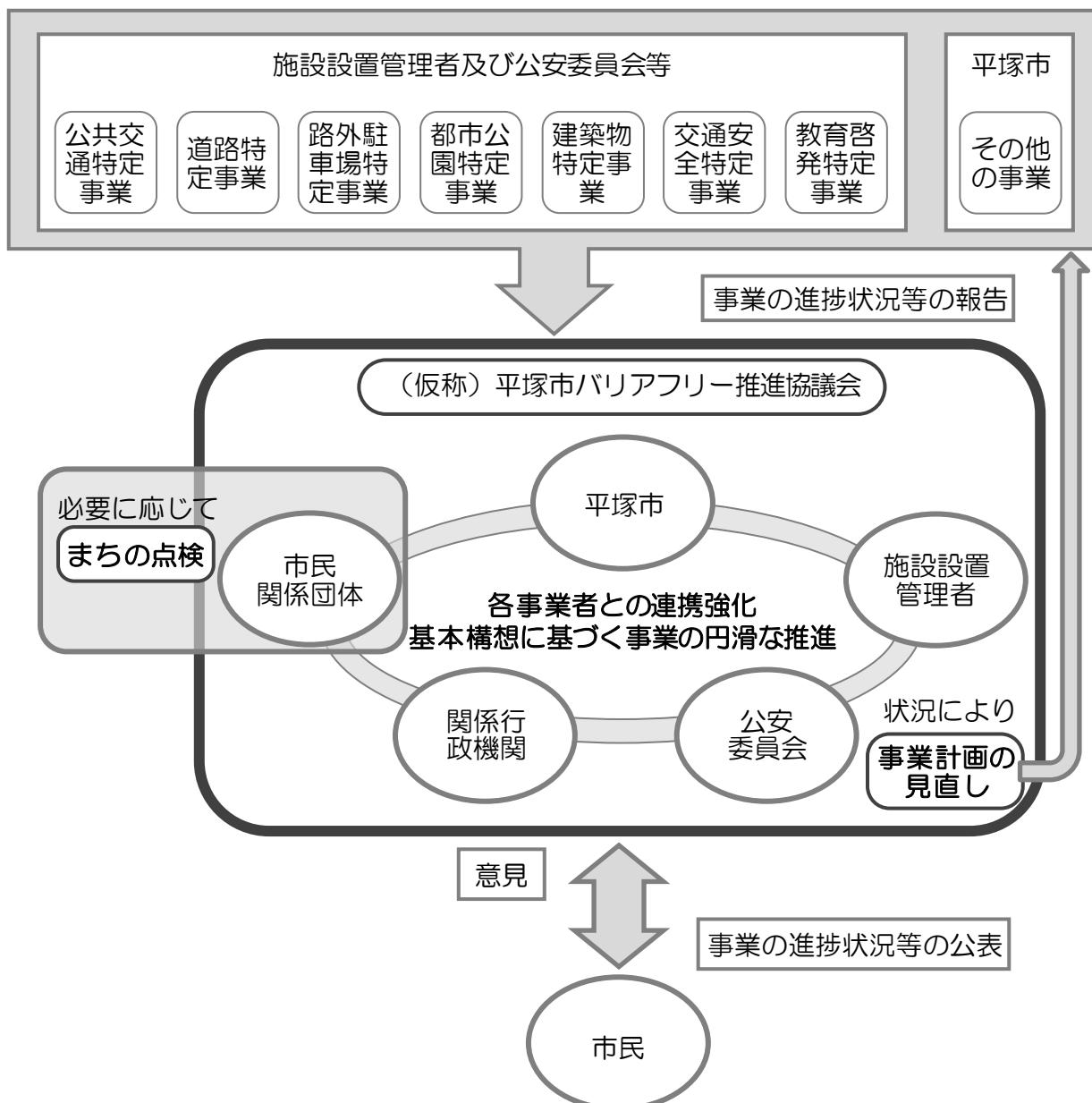


図 5-3 推進体制のイメージ

第6章 まちづくりへの展開

6.1 重点整備地区からの展開

バリアフリー新法では、新設等を行う一定の施設等には移動等円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みになっています。新しいまちづくりが行われる場合には、新設される一定の施設や道路等において、各種基準等に基づいた整備が進められることとなりますので、それらに合わせたバリアフリーへの配慮について、事業者等に働きかけてまいります。また、既存の一定の施設等についても努力義務が課せられております。施設設置管理者は、施設のバリアフリー化にあたって、重点整備地区内外を問わず、移動等円滑化基準に適合した整備に努めます。整備が困難な場合であっても、案内による情報提供等を充実させることにより、心のバリアフリーを推進します。

重点整備地区は、誰もが安心・快適に移動できるモデル的な地区として優先的に整備を進めます。重点整備地区におけるハード・ソフトが一体となった総合的な取り組みを推進していくことで、市域全体への様々なバリア解消の拡がりを目指します。

6.2 バリアフリーからまちづくりへ

基本構想により実施するハード面の整備と合わせて、この整備が生かされるようなソフト面でのバリアフリー化施策が重要です。

ソフト面の施策の充実には他の関連計画との調整も重要であり、高齢者、障がい者等への支援体制の整備、人材育成等において、また、地域での子育ての推進において等、他の計画や制度等について市民や各関係事業者、関係団体、行政が一体的に取り組む必要があります。ハード整備の取組みだけでなく、高齢者、障がい者等が固有に抱える移動や施設利用に関する課題や子ども連れでの外出に関する課題等について、必要な支援等が求められるとともに、お互いの人権を尊重し、高齢者、障がい者等を支えあう地域共生社会の必要性が求められています。

そのため、今後も、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が地域の中で自立し、より充実した生活が得られるように、多様な意見を取り入れて取組みを改善・充実するとともに、広く一人ひとりの意識に「理解と協力」の必要性を浸透させることで、全ての人にやさしいまちづくりを進めます。